



浜松市告示第700号

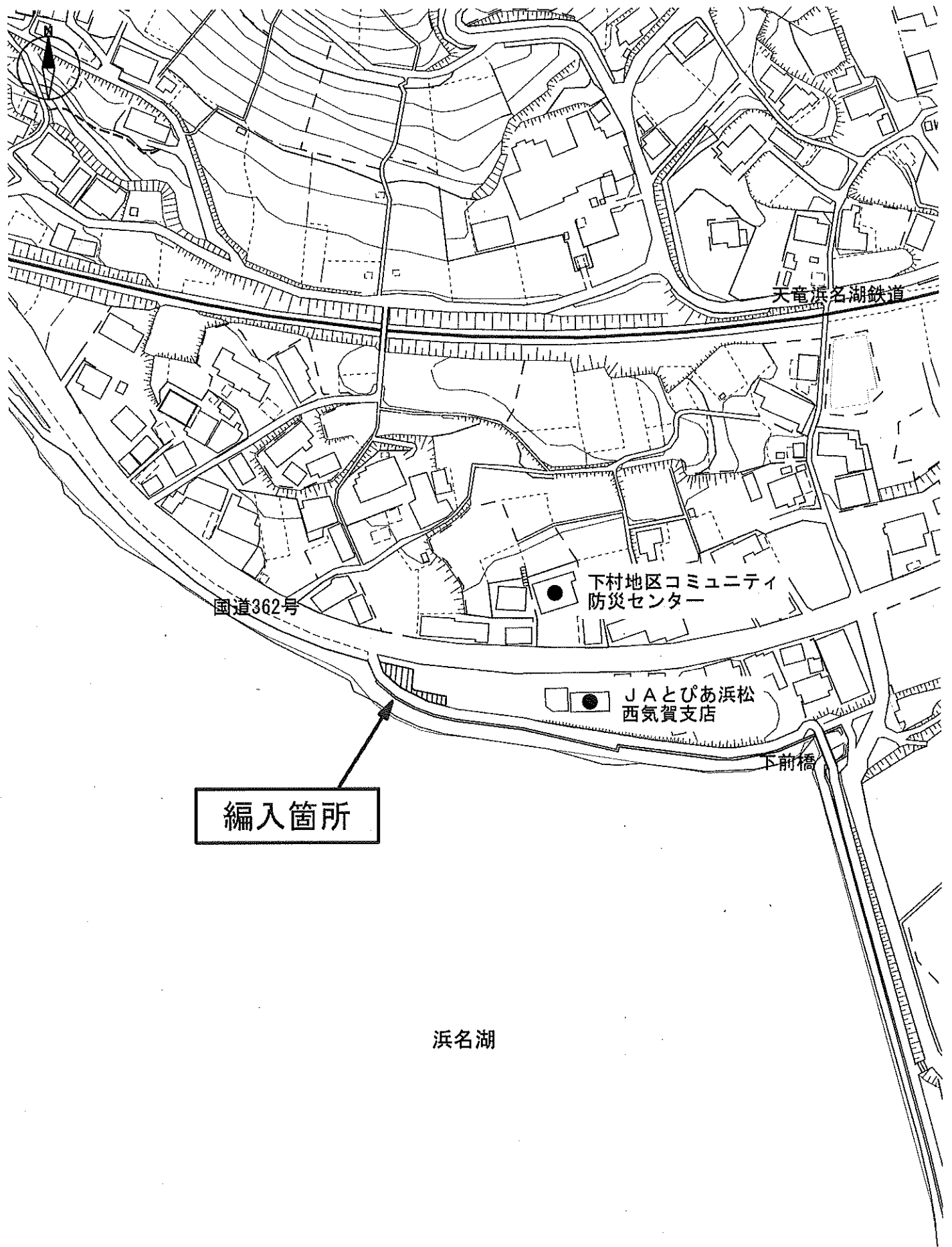
地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

令和4年9月21日

浜松市長 鈴木康友

あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
1 浜松市北区細江町気賀字下気賀9738の8、 9807の6及び9807の7の地先 120.51平方メートル	浜松市北区細江町気賀字下気賀

位置図



編入箇所

浜名湖